



議案第十九号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を改正する。

第二十九条第二項中「の最高額の金額」を「二番目に高額のもの（該当する金額がないときは、最低額の金額）」に改める。

第四十三条第一項第一号中「四月十日」を「十一月三十日」に改める。

第四十六条第二項中「の最高の金額」を「二番目に高額のもの（該当する金額がないときは、最低額の金額）」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三十条関係）

農作物共済の共済掛金表

麦	水 稻				共済目的	
	1	4	3	2	料率地 域区分	地 域
町内全域	大瀬、牧、山田、小河内、今泉、本泉、赤松、東小鹿、福田、三朝、鎌田、砂原	笏賀、若宮、下畑、横手、恩地、加谷、美光、久原、下谷、下西谷、高橋、森、波伯山、上西谷	田代、合谷、太郎田、余戸、井土、木地山、大柿、神倉、曹源寺、穴鴨、西小鹿、鉛山、吉田、片柴、成、岩本、吉尾、助谷、湯谷、坂本	福山、大谷、俵原、福本、中津、三軒屋、吉原、柿谷、福吉	地域基準 共済掛金率	同上の負担区分 国庫負担率 農家負担率
	一、七%	二、一%	二、六%	四、三%	八八・一七二%	四、八二八%
	一、三、四%	〇九一・四六%	一、二二九・八%	二、三三三・四%	〇七八・五四%	一、九八六・六%

附 則

- 1 この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第二十九条第二項及び第四十六條第二項の規定は、水稻については昭和五十七年産のものから、麦については昭和五十八年産から、蚕繭についてはこの条例施行後共済責任期間の開始する蚕繭から適用するものとし、昭和五十六年以前の年産の水稻及び昭和五十七年以前の年産の麦並びにこの条例施行前に共済責任期間の開始した蚕繭については、なお従前の例による。
- 3 新条例第四十三條第一項第一号の規定は、昭和五十八年産春蚕繭から適用するものとし、昭和五十七年産春蚕繭については新条例の規定により提出されたものとみなす。